

東京電機大学・埼玉産業人クラブ T D U 産学交流会 会則

第1条（目的）

本会は、東京電機大学及び埼玉産業人クラブ相互の技術レベル向上を図るため、産学交流を推進するとともに併せて地域産業の発展に寄与することを目的とする。

第2条（事業）

本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

会員の技術レベル向上に資する事業

- 2 会員の人材育成・採用に資する事業
- 3 講演会、講習会、研究会等の開催に資する事業
- 4 先進モデル企業の視察ならびに工場見学会開催に資する事業
- 5 必要に応じて事例発表会開催に資する事業
- 6 その他の事業

第3条（名称）

本会は、東京電機大学・埼玉産業人クラブ産学交流会を名称とし、略称として「T D U 産学交流会」と称する。

第4条（事務局）

本会の事務局は日刊工業新聞社川越支局と東京電機大学理工学部が運営する。

- 2 本会の事務局を日刊工業新聞社川越支局に置く。
- 3 事務局に事務局長を置き、日刊工業新聞社川越支局長がこれを担う。

第5条（会員）

本会の正会員の資格を有するものは、埼玉産業人クラブ会員企業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会員企業の推薦等により、会の目的ならびに事業達成に必要と会長が認めた場合は、その企業を賛助会員とすることができる。
- 3 前項に定める賛助会員の資格を有する期間は2事業年度とし、資格期間満了後は、正会員の資格を得る。

第6条（退会）

会員は、予め本会に通知した上で、退会することができる。

- 2 退会の時期にかかわらず、納入後の会費の返還は行わない。

第7条（会費および経費賦課）

本会は、事業を実施するため会員（賛助会員含む）に会費を賦課することができる。

会費 年額 金12万円

- 2 技術研究会、工場見学会等特別に事業を展開する場合で、経費が見込まれる場合は、会長の承認を得て、会費とは別にその経費を徴収できるものとする。
- 3 会費は、毎年10月末日までに納入するものとする。
- 4 事業年度途中の入会会員の会費については、9月1日から起算の月割とし、入会月から徴収する。

第8条（役員等と選任）

本会に会長（1名）、副会長（3名）、および理事（15名以内）を置く。

- 2 理事は、理事会の議を経て、総会において選任する。
- 3 会長および副会長は、理事の互選により選任する。
- 4 副会長のうち1名は東京電機大学理工学部の代表者をこれに充てる。
- 5 理事のうち5名は、東京電機大学理工学部在籍の者とし、東京電機大学理工学部長が推薦する者を選任する。
- 6 本会に監事を2名置く。監事は会長が指名する。
- 7 本会に顧問および参与を置くことができる。顧問および参与は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第9条（役員等の任期）

前条に定める役員の前任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 前条で定める役員が、やむを得ない事由等により、その任期途中で辞した場合は、速やかに後任を選任し、その任期は前任者残任期間とする。

第10条（会長、副会長）

会長は本会を代表し、会務を統括・執行する。

- 2 会長は、総会および理事会を招集し、議長に充たる。
- 3 副会長は会長を補佐し会務を掌理する。会長に事故ある場合は、これを代理する。

第11条（監事）

監事は事業収支決算および会の財産について監査し、理事会ならびに総会において監査報告を行う。

第12条（総会）

総会は通常総会と臨時総会をもって開催する。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に理事会の議決を経て会長が招集する。
- 3 臨時総会は、理事会の議を経て会長が招集する。
- 4 総会は会員企業の委任状を含む過半数の出席をもって成立し、議決は出席会員企業の過半数で決する。

第13条（理事会）

理事会は総会の付議議案及び会務の執行に関する事項等、理事会が必要と認める事項について決議する。

- 2 理事会は、会長が招集する。
- 3 理事会は、委任状を含む理事の過半数の出席をもって成立し、議決は委任状を含む出席理事の過半数をもって決する。

第14条（事業年度）

本会の事業年度は毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わるものとする。

第15条（会則の改廃）

本会会則の改廃は、理事会の議を経て総会で決した場合に行う。

附則

この会則は平成29年9月1日より施行する。

この会則は2024年9月1日より施行する。